

# 角田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月29日  
条例第14号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

- (1) 当該公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請の方法
- (5) 指定管理者に行わせる管理の基準及び業務の範囲
- (6) 選定の基準
- (7) 指定の期間
- (8) その他市長等が必要と認める事項

## (指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長等に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
- (3) 当該団体の公の施設(他の地方公共団体が設置するものを含む。)の管理の実績を説明する書類
- (4) その他当該団体について市長等が必要と認める書類

## (選定の基準)

第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、次に掲げる選定の基準により審査し、当該公の施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 当該事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長等が必要と認めること。

## (選定結果の通知)

第5条 市長等は、前条の規定による選定をしたときは、速やかにその結果を申請した団体に通知するものとする。

( 指定管理者の指定 )

第6条 市長等は、第4条の規定により候補として選定した団体を、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

( 協定の締結 )

第7条 指定管理者は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理の費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (7) その他市長等が必要と認める事項

( 事業報告書の作成及び提出 )

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施及び利用の状況
- (2) 管理の業務に係る経費の収支状況
- (3) その他管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が認める事項

( 業務報告の聴取等 )

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務及び経理に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

( 指定の取消し等 )

第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止について準用する。

( 原状回復義務 )

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

( 損害賠償義務 )

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

( 情報公開 )

第13条 指定管理者は、管理の業務に関して保有する情報の公開について、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

( 個人情報の取扱い )

第14条 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報を取り扱うときは、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

( 委任 )

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 情報公開条例の一部改正 )

- 2 情報公開条例(平成11年角田市条例第22号)の一部を次のように改正する。  
第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

( 指定管理者の情報公開 )

第21条 市が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に努めなければならない。

( 個人情報保護条例の一部改正 )

- 3 個人情報保護条例(平成15年角田市条例第28号)の一部を次のように改正する。  
第9条第2項を次のように改める。
  - 2 前項の規定は、実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者が受託した業務(市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)を管理させるために指定した者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が個人情報を取り扱う事務を含む。以下「受託業務」という。)を行う場合について準用する。